

○ 運動制限事項

- 一、總指揮者又は監督者は参加者全部に本制限事項を周知徹底せしむること
- 二、總指揮者は當該運動に關する一切の責に任ずること
- 三、取締警察官の承認なき限り出發せしめざること
- 四、隊伍の編成は三列側面縱隊とし一隊を五十名以上百名以内に限り各隊の互離は二十米（凡そ十一間）以上を保持せしむること
- 五、監督者は各部隊の先頭及後尾に各二名（計四名）を附し所屬部隊に關する一切の責に任ずること
- 五ノ二、連絡員は部隊の先頭及後尾に一名宛を限り自轉車使用を許す
- 六、部隊の行進は徒歩とし濫りに駆歩又は停止せしめざること
- 七、運動中宣傳ビラ等を散布せしめざること

- 八、會旗は一組合に一本とし各隊の先頭に位置せしめ一隊毎に一本宛とす残り會旗は部隊の先頭に位置せしむること
- 九、長旗は一隊毎に一旗を限り總指揮者、監督者には小旗一本宛を携行せしむることを得
- 一〇、旗軸は金屬性又は青竹等の楕型、尖鉾を禁し尙ほ長旗は巾五尺（約二尺）長さ三米（約一丈）以内にして白地に墨書したるものなること
- 一一、異様なる服裝を爲さしめざること、但し子供を背負ふは差支なし
- 一二、棍棒、杖、樂器類並に爆竹、煙火類其他の危險物件を携行し又は使用せしめざること
- 一三、「メガホン」は總指揮者及監督者に限り使用を許す
- 一四、集合地に於ける出發前の代表の挨拶は一人五分間を限度とし